

学校いじめ防止推進に向けて

目 次

- ・ いじめ防止基本方針…………… p1～
- ・ いじめ防止全体計画…………… p.5～
- ・ 解決に向けた対応フロー…… p.6～

平成 29 年 5 月

十和田市立切田中学校

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「十和田市立切田中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を次のように示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2 「いじめ」とは(法第2条を参照して)

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 校内体制について

- (1) 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生活指導部、養護教諭、教育相談員とする。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該学年職員を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。

なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

4 いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- (1) 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (3) 思いやりの心や生徒一人一人がかげいの存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- (5) 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切を指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教員に対して>

- (1) 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- (2) 生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- (5) 生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- (6) 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) いじめに関するアンケート調査を学期に1回、QUによる集団適応調査を1, 2学期に各1回実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。

- (3) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- (4) 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- (5) 「いじめ問題」に関する生徒会として取組みを行う。
- (6) いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- (1) 生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いするとともに研修の場を設定する。

5 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて…「変化に気づく」>

- (1) 生徒の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- (2) 様子に変化が感じられる生徒には、教師は積極的に声かけを行い、生徒に安心感を持たせる。
- (3) アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- (1) いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- (2) いじめられている生徒や保護者からの訴えには、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- (3) いじめられている生徒が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (4) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を…「傷口は小さいうちに＞

- (1) 教員が気づいたあるいは生徒や保護者が相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- (3) いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- (4) いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- (5) いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

6 重大事態への対応について

- (1) いじめの事実を確認した場合の十和田市教育委員会への報告、重大事態^{*1}発生時の対応等については、法に即して、十和田市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

7 評価

- (1) いじめ問題に対する研修会(生徒、教職員、保護者、等)毎に評価し、次時の研修に生かす。
- (2) 事案毎の解決に向けての対応や指導について評価し、次時の事案対応に生かす。
- (3) 学校評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

*1重大事態 『十和田市いじめ防止基本方針』第3 1(1)に示すア、イの場合とする。

ア いじめにより本校生徒に生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより本校生徒が学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とする)

8 いじめ防止全体計画

- ・日本国憲法、
- ・教育基本法、
- ・学校教育法、
- ・いじめ防止基本法
- ・他

学校教育目標

前文
 未来世界の課題を解決する平和的
 創造的な日本人を育成するため

- － よく勉強に励む生徒
- － 正しく行動する生徒
- － 進んで心身を鍛える生徒

校訓： 勤勉 誠実 克己

- ・地域や学校の実態
- ・保護者、地域の願い
- ・教師の教育理念
- ・他

- 努力目標
- － 目的意識を持って学習に取り組み、自ら考え解決しようとする生徒。
 - － 自他の良さを認め、協働し集団に貢献しようとする生徒。
 - － 健康で安全に生活し、最後までがんばろうとする生徒。

- いじめ防止基本方針
- － 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
 - － 生徒、教職員の人権感覚を高める。
 - － 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
 - － いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめを早期に解決する。
 - － いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

各教科	道徳	特別活動	総合的な学習の時間
<ul style="list-style-type: none"> ・「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。 ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを題材とし取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。 ・思いやり、生命・人権を大切にす指導の充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。 ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。 ・発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。 ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループエンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用する。 ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、学習する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奉仕的な精神の育成、自分の生き方を見つける姿勢の育成を通して、いじめを許さない意識を育てる。

9 解決に向けた対応について

(1) 全体の流れ

